

有料老人ホームの設置に係る事務について

1 事前協議

有 料 老 人 ホ ー ム：「岡山県有料老人ホーム設置運営指導指針」
「岡山県有料老人ホーム設置運営手続要綱」

都市計画法による開発許可若しくは建築許可申請前又は開発許可対象外の場合は建築確認申請前までの間に事前協議申出書を提出し、その結果通知をもらうこと。

2 設置届

有 料 老 人 ホ ー ム：「岡山県有料老人ホーム設置運営指導指針」
「岡山県有料老人ホーム設置運営手続要綱」

建築確認後速やかに設置届を提出すること。

3 変更届

有 料 老 人 ホ ー ム：変更後1ヶ月以内に変更届を提出すること。
重要な変更（定員の変更、施設の変更等）については、
事前に協議を行うこと。

4 廃止（休止）届等

有 料 老 人 ホ ー ム：廃止又は休止の日の1月前までに廃止（休止）届を提出
すること。なお、現入居者がいる場合は、措置等について
協議を行うこと。

5 介護保険法上の特定施設入居者生活介護等の指定を受ける場合

市町村及び県の介護保険事業支援計画との整合が図られている場合において、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を実施しようとするときは、「申請の手引き」を参照のうえ、事業開始の前々月末までに指定申請書等を提出すること。また、建築物関連法令協議記録報告書もあわせて提出すること。

6 事務の流れについて

